

2020年6月5日

株主各位

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(<https://zuu.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供して  
おります。

株式会社ZUU

### 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2019年6月14日
新株予約権の数		296個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 29,600株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 478,000円 (1株当たり 4,780円)
権利行使期間		2021年6月15日から 2029年6月13日まで
行使の条件		(注) 1
使用人等への 交 付 状 況	当社使用人	新株予約権の数 296個 目的となる株式数 29,600株 交付者数 37名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 交付者数 —

(注) 1. 行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (2) 新株予約権者は、以下の①乃至⑥に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ①禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解

雇もしくは退職・辞任した場合

③新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）

④死亡した場合

⑤当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

⑥新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 2020年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が64個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・退職による減少分 64個
- ・権利行使による減少分 一個

③ その他新株予約権に関する重要な事項

		第 6 回 新 株 予 約 権	
発行決議日		2019年6月14日	
新株予約権の数		493個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	49,300株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり	21,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	478,000円 4,780円)
権利行使期間		2021年6月15日から 2024年6月13日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員状況 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	110個 11,000株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —

(注) 1. 行使の条件

(1) 新株予約権者は、2021年3月期に係る当社の連結損益計算書に記載される営業利益の額に応じて、割り当てられた新株予約権の個数のうち以下の各号に従って算出される割合に相当する数（1個未満の端数は切り捨てる。以下「第1次行使可能個数」という。）に限り、新株予約権を行使することができる。なお、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする（下記(2)も同様とする。）。

- ①2億円以下の場合：0%
- ②2億円超3億円以下の場合：25%
- ③3億円超4億円以下の場合：50%
- ④4億円超5億円以下の場合：75%
- ⑤5億円超の場合：100%

- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、2022年3月期に係る当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の額に応じて、割り当てられた本新株予約権の個数のうち以下の各号に従って算出される割合に相当する数（1個未満の端数は切り捨てる。）が、第1次行使可能個数を超過する場合には、第1次行使可能個数に加え、当該超過数についても、本新株予約権を行使することができる。
- ①4億円以下の場合：0%
  - ②4億円超6億円以下の場合：25%
  - ③6億円超8億円以下の場合：50%
  - ④8億円超10億円以下の場合：75%
  - ⑤10億円超の場合：100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (4) 新株予約権者は、以下の①乃至⑥に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ①禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ②新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合
  - ③新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）
  - ④死亡した場合
  - ⑤当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ⑥新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合
- (5) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (6) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (7) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。
  2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。
  3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
  4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。
  5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。
  6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。
  7. 当社グループの取締役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査役へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。
  8. 社外相談窓口や監査役への報告を行った当社グループの取締役に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
  9. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査役へ報告するものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。
2. 販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。
3. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役に報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。
4. 取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行うものであります。
5. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査役へ報告するものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
  2. 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員服務規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
  3. 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート部からの助言を得るものとしております。
  4. 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
  2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告しております。
  3. グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
  4. 内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1. 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、監査役と協議の上、適任者を任命しております。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
  2. 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
  2. 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
1. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告するものとしております。
  2. 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
  3. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査役と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けるものとしております。
  4. 内部統制担当部門は、監査役と密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行うものとしております。
  5. 監査役監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。
  6. 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び使用人は監査役またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。
  2. 監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
  3. 監査役は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行うものとしております。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定例取締役会を13回、臨時取締役会を4回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は取締役会及び経営の重要会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

### 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	453,540	438,540	98,008	△285	989,804
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	14,302	14,302			28,604
親会社株主に帰属する 当期純損失			△92,789		△92,789
自己株式の取得				△143,322	△143,322
自己株式の処分			△68,659	143,269	74,610
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△4,826			△4,826
株主資本以外の項目の連結会計 年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	14,302	9,475	△161,449	△52	△137,724
当連結会計年度末残高	467,842	448,016	△63,441	△337	852,079

  

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計 額合計			
当連結会計年度期首残高	386	386	—	—	990,190
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行		—			28,604
親会社株主に帰属する 当期純損失		—			△92,789
自己株式の取得		—			△143,322
自己株式の処分		—			74,610
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		—			△4,826
株主資本以外の項目の連結会計 年度変動額(純額)	△1,427	△1,427	34,945	7,099	40,616
当連結会計年度変動額合計	△1,427	△1,427	34,945	7,099	△97,107
当連結会計年度末残高	△1,041	△1,041	34,945	7,099	893,082

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 株式会社COOL SERVICES  
株式会社COOL  
株式会社ユニコーン  
ZUU SINGAPORE PTE. LTD.  
株式会社ZUU IFA  
ZUU Funders株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 2019年12月18日付で株式会社ユニコーンの株式49.13%を取得し、持分法適用の関連会社としておりましたが、2020年2月12日付で株式を追加取得した結果、連結子会社となりました。  
そのため、同社の2019年12月1日から2020年2月29日までの経営成績を持分法による投資損失として取り込んでおります。
- ② 持分法を適用していない関連会社（株式会社ZUUM-A）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物は定額法、その他（工具器具備品）は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は8年～15年、工具器具備品の耐用年数は4年～15年であります。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、評価中であり  
ます。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,136千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上及び資金調達の実行性の確保を目的として、取引先金融機関3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	800,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	700,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額500,000円、当連結会計年度末残高0千円)について、以下の財務制限条項が付されています。

①各連結会計年度末及び各連結中間決算期末における純資産の部の金額を、2019年3月期連結会計年度末における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

②各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,112,430株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 115,840株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期事業投資計画等に照らして必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金で保有しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券の一部は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金は流動性リスクに晒されております。短期借入金の使途は、主に運転資金及び設備資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券の一部について、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	331,590	331,590	—
(2) 売掛金	434,391	434,391	—
貸倒引当金※	△1,552	△1,552	—
	432,838	432,838	—
(3) 敷金及び保証金	111,186	111,186	—
資産計	875,615	875,615	—
(1) 買掛金	61,726	61,726	—
(2) 短期借入金	125,914	125,914	—
(3) 未払金	176,117	176,117	—
(4) 未払法人税等	639	639	—
負債計	364,398	364,398	—

※ 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額35,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから時価開示の対象に含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	402円89銭
(2) 1株当たり当期純損失	44円23銭

## 7. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2019年10月17日開催の取締役会において、株式会社COOL SERVICESの株式を取得し、株式会社COOL SERVICES及びその子会社である株式会社COOLを子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容等

被取得企業の名称：株式会社COOL SERVICES

事業の内容：貸金業

被取得企業の名称：株式会社COOL

事業の内容：第二種金融商品取引業、投資助言・代理業

#### ② 企業結合を行った主な理由

子会社化に伴い、当社の強みである、「金融に関する興味関心の高いユーザーの囲い込み」及び「購読履歴データを活用した潜在層の顕在層化」を生かして、融資型クラウド・ファンディング領域に進出するためであります。

#### ③ 企業結合日

2019年11月15日（株式取得日）

2019年12月31日（みなし取得日）

#### ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

#### ⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

#### ⑥ 取得する議決権比率

80.0%

#### ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
2020年1月1日から2020年3月31日まで。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	110,000千円
取得価額		110,000

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
アドバイザーに対する報酬・手数料等 8,500千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額  
160,171千円
- ② 発生原因  
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。
- ③ 償却方法及び償却期間  
5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12,542千円
固定資産	2,242
資産合計	14,784
流動負債	64,956
固定負債	—
負債合計	64,956

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に  
及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	6,153千円
営業利益	△66,063
経常利益	△64,160
税金等調整前当期純利益	△64,160
親会社株主に帰属する当期純利益	△62,006

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合日に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものと償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(取得による企業結合)

当社は、2020年1月28日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社ユニコーンが実施する第三者割当増資を引受け、同社を子会社化することについて決議し、2020年2月7日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容等

被取得企業の名称：株式会社ユニコーン

事業の内容：株式型クラウド・ファンディング

② 企業結合を行った主な理由

当社は、株式会社ユニコーンを持分法適用会社とし、株式型クラウド・ファンディング事業及び起業家・企業向け各種支援プログラム提供事業における協業を図ってまいりましたが、連携を強化して協業をより迅速に進め、収益の拡大を目指すため、第三者割当増資を引受け同社を連結子会社といたしました。

③ 企業結合日

2020年2月12日（株式取得日）

2020年2月29日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 49.13%

企業結合日に追加取得した議決権比率 1.77%

取得後の議決権比率 50.90%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年3月1日から2020年3月31日まで。

ただし、2019年12月1日から2020年2月29日までは持分法適用関連会社として被取得企業の業績が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	143,150千円
追加取得に伴い支出した現金預金	10,500
取得原価	153,650

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 17,602千円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 2,000千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

149,282千円

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	15,650千円
固定資産	4,570
資産合計	20,220
流動負債	11,641
固定負債	—
負債合計	11,641

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	23,628千円
営業利益	△137,756
経常利益	△126,329
税金等調整前当期純利益	△123,717
親会社株主に帰属する当期純利益	△ 58,326

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合日に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションの発行)

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、当社従業員に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

### ①第7回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 76名
新株予約権の数	325個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 32,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額	－ (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2022年5月30日 至 2030年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の割当日	2020年7月3日

(注) 1. 新株予約権と引換えに払込む金銭またはその算定方法

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、新株予約権は、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

2. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

② 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 禁錮以上の刑に処せられた場合

イ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または

懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合

ウ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）

エ 死亡した場合

オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

カ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 8. その他の注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 株 予 約 権	純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	453,540	438,540	438,540	97,736	97,736	△285	989,532	-	989,532
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	14,302	14,302	14,302				28,604		28,604
当 期 純 損 失				△50,474	△50,474		△50,474		△50,474
自 己 株 式 の 取 得						△143,322	△143,322		△143,322
自 己 株 式 の 処 分				△68,659	△68,659	143,269	74,610		74,610
株主資本以外の項目の合計 年度変動額（純額）								34,945	34,945
当 期 変 動 額 合 計	14,302	14,302	14,302	△119,133	△119,133	△52	△90,582	34,945	△55,637
当 期 末 残 高	467,842	452,842	452,842	△21,397	△21,397	△337	898,949	34,945	933,895

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. その他有価証券

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### 仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物は定額法、工具器具備品は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は8～15年、工具器具備品の耐用年数は4～15年であります。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 16,136千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| 短期金銭債権                 | 64,278千円 |
| 短期金銭債務                 | 39,934千円 |
| (3) 当座貸越及びコミットメントライン   |          |

当社は、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	800,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	700,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額500,000円、当連結会計年度末残高0千円)について、以下の財務制限条項が付されています。

- ①各事業年度末及び各中間決算期末における純資産の部の金額を、2019年3月期事業年度末における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

## 3. 損益計算書に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 関係会社との取引高 |         |
| 営業取引による取引高    |         |
| 売上高           | 150千円   |
| 営業費用          | 4,320千円 |
| 営業取引以外の取引高    | 90千円    |

- |               |          |
|---------------|----------|
| (2) 関係会社株式評価損 | 11,159千円 |
|---------------|----------|

関係会社株式評価損は、ZUU SINGAPORE PTE. LTD.の株式に係るものであります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 75株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	475千円
未払事業税	1,097千円
新株予約権	1,389千円
減価償却費	2,210千円
資産除去債務	8,083千円
繰越欠損金	8,939千円
関係会社株式評価損	22,171千円
繰延税金資産小計	44,368千円
評価性引当額	△24,205千円
繰延税金資産合計	20,163千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△7,018千円
繰延税金負債合計	△7,018千円
繰延税金資産の純額	13,144千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Z U U SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0%	業務委託 役員の兼任	業務委託 (注1)	4,320	買掛金	19,934
				費用の立替 (注2)	-	未収入金	20,577
子会社	株式会社COOL	所有 間接 80.0%	資金の援助 従業員の派遣	資金の貸付 (注3)	43,500	貸付金	43,500
				利息の受取 (注3)	90	未収入金	91
子会社	株式会社 ユニコーン	所有 直接 52.4%	業務受託 役員の兼任	広告の企画 制作・掲載 受託(注 4)	150	売掛金	110

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、外注業務の発注を行っております。業務委託料につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。
2. 当社は、業務経費の立替払いを行っており、かかる費用を請求しております。
3. 資金の貸付については、貸付利息市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 当社は、広告の企画・制作・掲載の委託業務を請負っております。業務委託収入につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 425円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 24円06銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションの発行)

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、当社従業員に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

### ①第7回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 76名
新株予約権の数	325個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 32,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額	－ (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2022年5月30日 至 2030年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の割当日	2020年7月3日

(注) 1. 新株予約権と引換えに払込む金銭またはその算定方法

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、新株予約権は、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

2. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

② 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 禁錮以上の刑に処せられた場合

イ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または

懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合

ウ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）

エ 死亡した場合

オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

カ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。